

湖西市環境センター基幹的設備改良工事及び長期包括運営委託事業
募集要項に関する質問に対する回答書

公表日：令和2年6月26日

湖西市環境センター基幹的設備改良工事及び長期包括運営委託事業の募集要項について、質問がありましたので以下のとおり回答します。

【公募説明書】

No.	頁	項目番号				項目名	質問内容	回答
1	18	VI	4	(1)		提案書類の構成書類	2)技術提案書（設計図書）【様式第8号】及び3)非価格要素提案書【様式第9号】はそれぞれ分厚くなることが想定されるため、分冊して提出しても良いと解釈してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
2	18	VI	4	(2)		提案書類の提出方法	「提案書類については、1)～5)は正本1部、副本10部、CD-R/RW 2セット（正本1部、副本1部）を準備し、持参又は郵送（書留）により提出することとする。」とございますが、1)価格提案書については封筒に封印し提出するため、正本及び副本が存在しないと考えます。正しくは「提案書類については、2)～5)は正本1部、副本10部、CD-R/RW 2セット（正本1部、副本1部）を準備し、持参又は郵送（書留）により提出することとする。」と解釈してよろしいでしょうか。	御指摘のとおり、「提案書類については、2)～5)は正本1部、副本10部、CD-R/RW 2セット（正本1部、副本1部）を準備し、持参又は郵送（書留）により提出することとする。」とします。

【事業者選定基準書】

No.	頁	項目番号	項目名	質問内容	回答
事業者選定基準書に関する質問はありませんでした。					

【要求水準書(基幹的設備改良工事編)】

No.	頁	項目番号					項目名	質問内容	回答
1	4	第2編	第1章	第1節	1	(2)	工事計画	機器更新に伴い不要となった既存設備は、支障のない限り撤去を行わないと解釈してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
2	6	第2編	第1章	第2節	2-1	(1)	処理対象物	脱水汚泥の搬入頻度及び搬入量をご教示頂けないでしょうか。	競争的対話時の閲覧資料とします。詳細な時間については、別途、本市から連絡を行います。
3	6	第2編	第1章	第2節	2-1	(1)	処理対象物	汚泥の搬入は週末(土、日)も実施されると解釈してよろしいでしょうか。週末に計量棟が無人となる場合は、事務手続き等の詳細対応については今後協議頂けると解釈してよろしいでしょうか。	汚泥搬入頻度については、協議に応じます。計量業務等の対応についても併せて提案を可とします。
4	10	第2編	第1章	第2節	7-1	(1)	排出ガス基準	排出ガス基準において、水銀はごみ投入物由来であることから、ごみ中の水銀はないものとした保証値と解釈してよろしいでしょうか。	想定される処理対象ごみを考慮して対応して下さい。
5	10	第2編	第1章	第2節	7-3	(1)	騒音基準	騒音基準については、暗騒音測定結果をご開示頂いた上で、別途協議とさせていただけないでしょうか。また、測定箇所は建設時の性能保証試験時と同様の箇所と解釈してよろしいでしょうか。	暗騒音測定結果は競争的対話時の閲覧資料とします。詳細な時間については、別途、本市から連絡を行います。なお暗騒音が騒音基準以上の場合は取扱いを協議いたしますが、それ以外の場合は要求水準書のとおりとします。
6	18	第6節	3	3-1	(1)	⑥	試験条件	リサイクル施設の引き渡し性能試験における騒音・振動条件は定格負荷運転時とございますが、同書類「P21表1-10リサイクルプラザ引渡性能試験内容」にて記載があるように通常の負荷運転時で良いと解釈してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
7	21	第2編	第1章	第6節	4		表1-9 焼却施設引渡性能試験内容 (15 緊急作動試験)	緊急作動試験を実施した場合、近隣他施設への影響も考えられます。従って、表1-9の通り、試験方法は別途協議事項とさせていただけると解釈してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

【要求水準書(基幹的設備改良工事編)】

No.	頁	項目番号					項目名	質問内容	回答
8	24～30	第2編	第1章	第7節	1	表1-10 焼却施設 表1-11 リサイクルプラザ	C02削減対象機器は、プレミアム効率IE3および高効率IE2のモータを使用するなど省エネ要素があれば、その機器を追加対象とすることを事業者にて提案してよいと解釈してよろしいでしょうか。 また、別の方法の省エネ方法があれば、その内容を事業者にて提案してよいと解釈してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。	
9	33	第1章	第8節	5	5-1 (13)	施設のパンフレット (リサイクルプラザを含む)	施設の説明用パンフレット(日本語、英語)を規定部数提出すると解釈してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。ただし、基幹的設備改良工事後の施設概要に沿った説明用パンフレットとしてください。	
10	38	第2編	第1章	第11節	1 (40)	関係法令及び基準、規格の遵守	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各工事標準仕様書は、主に建築系の工事を対象としています。従って、今回のようなプラント工事とは仕様が合わないことが多いため、プラント工事は適用の除外と解釈してよろしいでしょうか。 さらに、建築設備においてもパッケージ方式エアコンの仕様は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	前段の質問については御理解のとおりです。 後段の質問については要求水準書のとおりとします。	
11	38	第2編	第1章	第11節	1 (41)	関係法令及び基準、規格の遵守	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各工事監理指針は、主に建築系の工事を対象としています。従って、今回のようなプラント工事とは仕様が合わないことが多いため、プラント工事は適用の除外と解釈してよろしいでしょうか。 さらに、建築設備においてもパッケージ方式エアコンの仕様は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	No. 10の回答を参照してください。	
12	40	第2編	第1章	第11節	3 (12)	保険	「本施設の施工に際しては、火災保険、組立保険等に加入すること。」と記載されておりますが、同じ保険対象物に火災保険と組立保険を付保しても保険内容が重複してしまい、LCC最適化とはなりません。 従いまして、火災保険の付保は任意と解釈してよろしいでしょうか。	御理解のとおり、民間事業者の付保する保険は任意とします。	

【要求水準書(基幹的設備改良工事編)】

No.	頁	項目番号					項目名	質問内容	回答
13	40	第2編	第1章	第11節	4	(2)(4)	予備品の数量 消耗品の数量	予備品、消耗品の数量は長期包括運営委託事業を勘案して、必要数量を納入すると解釈してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
14	42	第2編	第2章				焼却施設機械設備工事仕様	記載されている機器の仕様は、既存設備の仕様が記載されているものと解釈してよろしいでしょうか。 (機械設備、電気設備分含む) また、施設の要求仕様を満たせば、詳細仕様は事業者提案でもよろしいでしょうか。	前段の質問については御理解のとおりです。 後段の質問についても御理解のとおりです。
15	42	第2編	第2章 第3章				焼却施設機械設備工事仕様 リサイクルプラザ機械設備工事仕様	第2章「焼却施設機械設備工事仕様」及び第3章「リサイクルプラザ機械設備工事仕様」に記載されていない機器については、現状を調査した上で事業者より提案させていただくと解釈してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
16	48	第2節	6	6-1	3)	(2)	汚泥受入ホップ	汚泥受入ホップの材質について、性能が確保できると判断した場合には事業者提案は可能と解釈してよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
17	50	第2編	第2章	第3節	2		給じん装置	給じん装置の更新範囲に、更新するホップのシュート部分が含まれていると解釈してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
18	54	第4節	1	1-2	5)	(6)	設計基準	既設を流用する架構の検討は、建設時の基準に準拠すると解釈してよろしいでしょうか。	施工にあたっては建築構造設計指針等の最新版に準拠し、必要に応じて既設を流用して下さい。
19	62	第2編	第2章	第4節	9		高圧蒸気復水器	高圧蒸気復水器の能力は、再稼働後の運転条件を鑑みただけで、事業者にて提案することは可能と解釈してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
20	68	第2編	第2章	第5節	1	1-21-3	ばいじん排出コンベヤ ロータリーバルブ	ばいじん排出コンベヤ、ロータリーバルブについて、主要機器にシャーピンリレーとございますが、現状の過負荷防止機能を加味した機器を設置すると解釈してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

【要求水準書(基幹的設備改良工事編)】

No.	頁	項目番号					項目名	質問内容	回答
21	74	第2編	第2章	第6節			余熱利用設備	必要熱量として「洗車176,000kJ/h」と記載ございますが、余熱利用設備である洗車用温水タンクの温水供給先は手洗車棟であり、自動洗車装置ではありません。また、手洗車棟は現在ストックヤードとして使用しており、温水を使う必要がありません。このため、洗車用としては余熱利用を不要（洗車用温水タンクは不使用）と解釈してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
22	75	第2編	第2章	第6節	2		場外余熱利用施設への熱供給	場外余熱利用施設への熱供給について、低圧蒸気だめからの熱供給ラインは設置済みと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	75	第2編	第2章	第6節	2		場外余熱利用施設への熱供給	場外余熱利用施設に供給必要な熱量は冬季で4,186,000kJ/h以上とございます。ボイラ余剰蒸気は小型発電機にて発電のために利用する計画のため、季節毎の供給必要な熱量を提示願います。また、計画から逸脱したことにより発生した追加費用の精算については、甲乙間で協議させて頂くことが可能と解釈してよろしいでしょうか。	御指摘のとおり、[4,186,000kJ/h]は建設時の仕様です。季節毎の供給必要な熱量については、2008年度のボイラ運転月報を競争的対話時の閲覧資料とします。詳細な時間については、別途、本市から連絡を行います。後段の質問については、御理解のとおりです。
24	75	第2編	第2章	第6節	3		予備ボイラ	再稼働後の運用を鑑み、管理棟への温水供給方法として別の機器を事業者にて提案することは可能と解釈してよろしいでしょうか。	可とします。
25	96 130	第2編	第2章 第3章	第11節 第10節	1	1-4	受変電電気室内電気工事	受変電電気室内電気工事は、既設の仕様を示しているためあくまで参考仕様との理解でよろしいでしょうか。リサイクル施設低圧電気工事も同様です。	御理解のとおりです。
26	97	第2編	第2章	第11節	2	2-1	低圧主幹盤（ロードセンタ）【更新】	低圧主幹盤の工事範囲は、事業者にて提案することは可能と解釈してよろしいでしょうか。	可とします。ただし要求水準以上の提案を必須とします。
27	100	第11節	2	2-2	2)	(2)	ごみクレーン集中監視制御操作盤	ごみクレーン制御盤は、現状と同じクレーン電気室に設置すると解釈してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

【要求水準書(基幹的設備改良工事編)】

No.	頁	項目番号					項目名	質問内容	回答
28	103	第2編	第2章	第11節	2	2-3	現場操作盤【部分更新】	現場操作盤の工事範囲は、事業者提案と解釈してよろしいでしょうか。	御理解のとおりですが、要求水準以上の提案を必須とします。
29	103	第2編	第2章	第11節	3		非常用電源設備	非常用発電機の容量として、1炉を立ち上げることが出来る容量を確保したとしても、今回設置する発電機の容量では自立運転は出来ないと考えます。従って、災害対策時に有効な他の方法を代替案として事業者提案させていただけないでしょうか。 代替案例：焼却施設が完全に停止した後に、粗大ごみクレーンを動かせるよう切替する。	可とします。
30	103	第2編	第2章	第11節	3		非常用電源設備	「非常時単独立上も行えるよう容量再検討して更新すること。」とございますが、既存の電気設備の設計が非常用電源で焼却炉を立ち上げるような思想ではないため、本項目は除外していただけますようご検討の程よろしくお願いたします。	本項は除外とします。
31	108	第2編	第2章	第12節	2	1)	中央監視盤【部分更新】	中央監視盤の工事範囲は、事業者にて提案することは可能と解釈してよろしいでしょうか。	御理解のとおりですが、要求水準以上の提案を必須とします。
32	109	第12節	2	1)	(4)	①	中央監視盤工事範囲	「炉系（A系、B系）については中央監視操作の部品交換（ITVモニタ、PLC、遮断機等）を交換すること。（共通、建築系は除く）」とございますが、ボイラ及び炉共通系の部品についても必要に応じ交換することは可能と解釈してよろしいでしょう。	可とします。ただし、基幹的設備改良工事後も特別目的会社が運営を行うことからLCCの最適化に努めてください。

【要求水準書(基幹的設備改良工事編)】

No.	頁	項目番号					項目名	質問内容	回答
33	113	第2編	第2章	第13節	45	メンテナンス用クレーン【整備又は更新】 砂投入用ホイスト【整備又は更新】	メンテナンスクレーン、砂投入ホイストの整備内容は、事業者にて提案することは可能と解釈してよろしいでしょうか。	可とします。ただし要求水準以上の提案を必須とします。	
34	114	第2編	第3章			リサイクルプラザ機械設備工事仕様	記載されている機器の仕様は、既存設備の仕様が記載されているものと解釈してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。	
35	133	第2編	第4章	第1節	12	工場棟外壁塗装工事【整備】 工場棟屋上防水工事【整備】	工場棟外壁塗装工事、工場棟屋上防水工事について、性能が確保できると判断した場合には、事業者にて提案することは可能と解釈してよろしいでしょうか。	可としますが、本工事はCO2排出量削減対象機器であることを踏まえ、要求水準以上の提案としてください。	
36	136	第2編	第4章	第4節	1	電灯設備工事【部分更新】	照明のLED化予定範囲は、事業者にて提案することは可能と解釈してよろしいでしょうか。	要求水準書のとおり、工場棟内及び管理居室及び各機械室照明のLED化が困難又は不適な箇所以外は、LED化するものとします。	
37	-	-	-	-	-	添付資料2	添付資料2の工事範囲図内に、真空掃除機が整備対象機器として記載されておりますが、要求水準書(基幹的設備改良工事編) P24「表1-10焼却施設」において記載がございません。真空掃除機の代わりに作業性に優れた工業用掃除機を納入することで良いと解釈してよろしいでしょうか。	工場内の清掃に真空掃除機を整備・再使用する方針は変更になり、真空掃除機整備あるいは代替品の納入は求めていません。 運営において、貸与品からは真空掃除機は除外とするため、可搬式掃除機等で必要な清掃作業を行ってください。	

【要求水準書(長期包括運営委託編)】

No.	頁	項目番号					項目名	質問内容	回答
		第2編	第1章	第1節	5	(13)			
1	5	第2編	第1章	第1節	5	(13)	その他、本施設の運営に必要な業務	廃プラ・硬質プラ圧縮梱包施設における運転管理、維持管理は本事業の範囲外と解釈してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
2	5	第2編	第1章	第1節	5	(13)	その他、本施設の運営に必要な業務	廃タイヤの処分手数料の支払い及び事務手続きについては、本事業の範囲外と解釈してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
3	5	第2編	第1章	第1節	5	(13)	その他、本施設の運営に必要な業務	木製家具・木くず等再資源化処理手数料の支払い及び事務手続きについては、本事業の範囲外と解釈してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
4	5	第2編	第1章	第1節	5	(13)	その他、本施設の運営に必要な業務	テント倉庫リースは本事業の範囲外と解釈してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
5	6	第2編	第1章	第2節	1	(4)	燃料	「非常用燃料タンクにおいては内部燃料について市が使用することを可能とすること」とございますが、焼却施設再稼働に伴い、燃料ストレージタンクに貯留する燃料は現状の軽油からA重油に戻すこととなります。非常用として貴市が使用する燃料が軽油であり、軽油タンク増設等が必要な場合、その増設業務は本事業の範囲外と解釈してよろしいでしょうか。	御理解のとおりですが、軽油タンクの増設にあたっては本市と協議の上、対応することとします。
6	7	第2編	第1章	第3節	3	(1)	騒音基準	「朝45dB以下、昼間50dB以下、夕45dB以下、夜間40dB以下」とございますが、「朝50dB以下、昼間55dB以下、夕50dB以下、夜間45dB以下」ではないでしょうか。	御指摘のとおり、「朝50dB(A)以下、昼間55dB(A)以下、夕50dB(A)以下、夜間45dB(A)以下」とします。ただし、こども園から50mの範囲の敷地境界線では-5dB(A)として下さい。
7	7	第2編	第1章	第3節	3	(2)	振動基準	「昼間60dB以下、夜間50dB以下」とございますが、「昼間65dB以下、夜間55dB以下」ではないでしょうか。	御指摘のとおり、「昼間65dB以下、夜間55dB以下」とします。ただし、こども園から50mの範囲の敷地境界線では-5dBとして下さい。
8	12	第2編	第1章	第4節	4		公害防止協定の遵守	地元住民と貴市が締結予定の「湖西市環境センターの操業に関する協定書」をご開示いただけると解釈してよろしいでしょうか。	競争的対話時の閲覧資料とします。詳細な時間については、別途、本市から連絡を行います。

【要求水準書(長期包括運営委託編)】

No.	頁	項目番号					項目名	質問内容	回答
9	12	第2編	第1章	第4節	7	保険への加入	「事業者は、本施設の運営に際して、火災保険…等の必要な保険に加入すること。」とございますが、貴市が建物総合損害共済にご加入されている場合には、建物総合損害共済と事業者火災保険の付保範囲が二重となり、LCC最適化には至りません。建物総合損害共済にご加入されている場合には当該する共済を使用させていただき、LCC最適化の観点より火災保険の付保は任意と解釈してよろしいでしょうか。	保険の付保については本市の加入保険内容を踏まえた上で提案して下さい。	
10	12	第2編	第1章	第5節	2	精密機能検査	事業期間中1度目の精密機能検査を実施する時期は、令和6年度という解釈でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。	
11	13	第2編	第1章	第5節	3	(3) 貸与物及び本市職員の使用範囲	「貸与物について運営期間中は善良な管理を行うものとし、保守点検、修理、買い替え等に要する費用は、全て事業者の負担とする。」とございますが、貸与期間中の運搬用等車両及び各車両の管理（車検、各種保険、特定自主検査等）は本事業の範囲外と解釈してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。	
12	13	第2編	第1章	第5節	3	(4) 貸与物及び本市職員の使用範囲	「貸与物について善良な管理の下使用していたにも関わらず、故障、破損等により使用ができなくなった場合、」とございますが、貸与期間の定めのない運搬用等車両（重機）は使用不可能となるまで貸与いただけると解釈してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。	
13	13	第2編	第1章	第5節	3	(4) 貸与物及び本市職員の使用範囲	「貸与物について善良な管理の下使用していたにも関わらず、故障、破損等により使用ができなくなった場合、貸与物の処分は本市が行う。また処分後、それらのもについて事業者が必要と判断したものについては、事業者が用意すること。」とございますが、緊急時における故障の際はリース手配を行うまでの間、貴市で管理している運搬用重機等を貸与いただく事は可能と解釈してよろしいでしょうか。	貸与が可能かどうかについて市と協議を行うことを認めます。	

【要求水準書(長期包括運営委託編)】

No.	頁	項目番号					項目名	質問内容	回答
14	13	第2編	第1章	第5節	7	事業期間終了時の条件	「事業者は、事業期間終了後に本市が速やかに廃止ならびに解体が行えるように施設の運営を行うこと」とありますが、これは通常の施設運営でできる範囲の対応を行うというものであり、ごみピットに重機を入れての清掃や煙突頂上への閉止板取り付けなどの工事業務は範囲外と解釈してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。	
15	18	第2編	第2章	第2節	20	有資格者の配置	公害防止管理者については、大気についての資格を有する者と解釈してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。	
16	22	第2編	第3章	第2節	1	(4)	計画処理量	「表9 計画処理量」のごみ焼却施設欄に草木700tとありますが、2023年度から搬入される草木に関しては全量焼却処理で、笠子処分場への搬出業務は無いと解釈してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
17	22	第2編	第2章	第2節	1	(4)	計画処理量	ごみ処理量が「表9 計画処理量」を超えることに起因して運営費の増加が発生した場合は、合理的な追加費用と考え、貴市及び事業者間の協議とさせていただきませんか。	御理解のとおりですが、合理的な追加費用については根拠資料を示すことを必須とします。
18	24	第2編	第3章	第2節	6	(1)	計量棟における計量と料金徴収等	「今後、搬入時間の変更等があった場合、事業者は本市に協力すること。」とありますが、休日受け入れの拡大等の期日、時間の現状よりの増加については、合理的な追加費用と考え、貴市及び事業者間の協議とさせていただきませんか。	御理解のとおりですが、合理的な追加費用については根拠資料を示すことを必須とします。
19	27	第2編	第3章	第6節	表14	搬入物及び副生成物毎の貯留管理・積込運搬先	「本施設から発生した副生成物については 飛散防止を行い、表 14 に示すとおり処理すること。」とありますが、木製家具、廃材、布団等の可燃粗大に関しては焼却施設の再稼働後、副生成物が出ないような検討も可能と解釈してよろしいでしょうか。	可とします。	
20	27	第2編	第3章	第6節	表14	搬入物及び副生成物毎の貯留管理・積込運搬先	廃材、廃タイヤ、布団の年間搬出量をご提示いただけないでしょうか。	競争的対話時の閲覧資料とします。詳細な時間については、別途、本市から連絡を行います。	

【要求水準書(長期包括運営委託編)】

No.	頁	項目番号					項目名	質問内容	回答
		第2編	第4章	第4節	表15				
21	29	第2編	第4章	第4節	表15		法定検査の項目等	環境測定に伴う水質検査を除き、合併浄化槽の保守・点検・検査業務は本事業の範囲外と解釈してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
22	30	第2編	第4章	第5節	1		維持管理計画の適切な履行	要求水準書(基幹的設備改良工事編)の工事仕様に記載が無い焼却施設の機器について、リサイクルプラザ運営に必要であれば、焼却施設運営開始前であっても長期包括運営委託の範囲で修繕・更新することが可能と解釈してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。ただし、その場合の焼却施設の維持補修費については当該年度のリサイクルプラザの運営費に含めて本市は委託費を支払うこととします。また様式10号-7-1には維持補修を行う機器項目を列挙するとともに注釈や備考欄を新たに追記し運営開始前に修繕を行うことが事業計画書上でも判明できるようにして下さい。
23	30	第2編	第4章	第5節	1		維持管理計画の適切な履行	維持管理計画で実施計画された修繕・更新について、直前の機器状態調査で十分に良好な状態が確認された場合、修繕・更新の実施時期を先に見送ることが可能と解釈してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
24	36	第2編	第7章	第1節			広域支援等の協力	<p>【廃棄物に関する協定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内市町村との一般廃棄物処理に関する災害時の相互援助に関する協定 ・災害支援協力に関する協定書(し尿運搬事業者3社) <p>【その他一般的な災害協定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時相互応援協定書(長野県木曾町) ・災害時相互応援協定書(宮城県登米市) ・災害時における相互応援に関する協定書(埼玉県蕨市) ・災害時相互応援協定書(宮城県大和町) ・三遠南信災害時相互応援協定(愛知県東三河、静岡県遠州及び長野県南信州) <p>について、今後の運営計画を立てる場合に活用するため各協定をご開示いただけないでしょうか。</p>	競争的対話時の閲覧資料とします。詳細な時間については、別途、本市から連絡を行います。
25	別紙1						主な貸与品及びリース機器リスト	AEDは、管理棟1階用(1台)と工場棟プラットフォーム用(1台)の合計2台を貸与頂けると解釈してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

【様式集】

No.	頁	項目番号					項目名	質問内容	回答
1	-	-	-	-	-	-	様式第10号-2-1 様式第10号-2-2	本様式で記載する年度別・区分別の基幹的設備改良工事費は、年度別・区分別の出来高予定価格と解釈してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
2	-	-	-	-	-	-	様式第10号-9 事業収支計画	営業費用において、基幹的設備改良工事に係る費用を計上する必要があると考えますが、記載すべき項目をご教示頂けないでしょうか。	基幹的設備改良工事費は営業収益として計上して下さい。
3	-	-	-	-	-	-	様式第10号-9 事業収支計画	営業費用において、用役の変動費は「用役費」もしくは「運転経費の変動的費用」のどちらに計上するかご教示頂けないでしょうか。	用役費に計上してください。
4	-	-	-	-	-	-	様式第10号-9 事業収支計画	営業費用において、「その他委託費」及び「運転経費」のそれぞれに計上すべき費用項目をご教示頂けないでしょうか。	民間事業者の提案によるものとしますが、様式10号-3等との整合を図ってください。
5	-	-	-	-	-	-	様式第10号-9 事業収支計画	「割賦料 利息の算定にあたって使用する金利は基準金利 %、うちスプレッド %とすること。」と記載されておりますが、本事業収支計画書を提出する際に使用すべき利率がございましたらご教示頂けないでしょうか。	事業契約書P48を参照してください。
6	2	1					非価格要素提案書 【様式第9号別添】 非価格要素提案書 記載要領 様式の記載方法	「書式については原則として、表題、見出し等の文字の大きさは12ポイントとし、本文は11ポイントとする。・・・また、図表中の文字は見やすい大きさとする。」と記載されておりますが、図表に関しては、見易さ等に配慮した上で、11ポイント以外の文字サイズを採用してもよいと解釈してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
7	2	1					非価格要素提案書 【様式第9号別添】 非価格要素提案書 記載要領 様式の記載方法	「枠外の見やすい箇所へページ番号を記載すること。」と記載されておりますが、添付資料も含めてページ番号の記載が必要でしょうか。	添付資料についてはページ番号の記載は不要です。

【基本協定書案】

No.	頁	項目番号					項目名	質問内容	回答
1	1	第2条	2			当事者の義務	「本事業の公募プロポーザルにおける甲および事業者審査会の要望事項および指摘事項を尊重するものとする。」とございますが、指摘内容について要求水準以上の場合、その実施及び費用負担については甲乙協議させていただけるものと解釈してよろしいでしょうか。	費用の増減が生じるときは、御理解のとおりです。	

【事業契約書案】

No.	頁	項目番号					項目名	質問内容	回答
1	-	-	-	-	-	-	事業契約書の位置づけ	基幹的設備改良工事の実施にあたっては事業者において施工管理体制、施工状況などを管理していく所存でございますが、貴市が発注する本事業契約書（基幹的設備改良工事部分）は建設業法上の工事に該当するものではないことについては貴市において関係行政庁にてご確認いただいていると解釈してよろしいでしょうか。	過去のPFI案件などから、事業契約は工事請負契約にあたらないと判断しています。
2	2	第1章	2条	1		(28)	用語の定義	疾病、感染症の流行により本事業契約の履行が困難な場合にも事業契約書第2条28号の「不可抗力」に準じて取り扱われると解釈してよろしいでしょうか。	感染症の流行が不可抗力に該当するか否かは、個別の事実関係に基づいて判断します。
3	5	第1章	11条				契約の保証	「この契約の締結と同時に、本件工事の完了までの間、次の各号に掲げるいずれかの方法による保証を付さなければならない。」とございますが、これは、事業仮契約の締結ではなく、本契約の締結と同時に保証を付すと解釈してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
4	5	第1章	11条				契約の保証	事業契約書第11条1項に記載されている契約保証は、基幹的設備改良工事に対して付するものでございますが、長期包括運営委託事業に対する契約保証についても付す必要があると解釈してよろしいでしょうか。その場合、保証の金額はサービス購入料Bの総額を事業期間で割った金額の100分の10に相当する金額と解釈してよろしいでしょうか。	第11条の契約保証は運営業務は対象としていません。従って、運営業務に対しては契約保証は設けておりません。
5	5	第1章	8条	2			提案書類と要求水準書の関係	「・・・かかる意見または要望事項が要求水準書等から逸脱している場合は、この限りではない。」とございますが、要求水準以上の対応を求められ、その場合に合理的にかかる追加の費用の精算については、甲乙協議させていただけるものと解釈してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
6	6	第1章	12条				権利義務の処分等	プロジェクトファイナンスにおいて、通常、金融機関はSPC株式会社およびSPCの地位等に担保権の設定を行います。本条項は金融機関の担保権設定を妨げるものではないと解釈してよろしいでしょうか。	金融機関が設定しようとする担保権の内容を確認したうえで、その可否を判断します。

【事業契約書案】

No.	頁	項目番号				項目名	質問内容	回答
7	8	第1章	15条			現場代理人及び主任技術者等	現場代理人及び監理技術者を配置するのはSPCではなく、SPCから建設工事を請負う企業(本件工事担当企業)と解釈してよろしいでしょうか。	契約上は、現場代理人等を設置するのはSPCの義務です。ただし、基幹改良工事を担当する企業に設置を委託することを妨げるものではありません。
8	12	第2章	24条	1	(4)	条件変更等	「基幹改良工事の状況が募集要項等に示された内容と著しく異なり、これに対応するため本件工事の費用の増加が見込まれること。」と記載されておりますが、例えば耐火物の状況が想定より著しく劣化していた等の状況下においては、要求水準書の変更に対して協議頂けることは可能と解釈してよろしいでしょうか。	協議を可とします。
9	17	第4章	33条			工事監理	施工監理業務は、事業者が工事監理をできる技術力を持たない場合には、第三者に委託する場合がございますが、SPC自らが工事監理を出来る場合においてはこの限りではないとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりですが、本事業の特性を踏まえて、適正な工事監理を行ってください。
10	20	第4章	37条	5		工事の中止	本件工事の施工が一時中止された場合に貴市が負担すると記載されている増加費用もしくは損害には、合理的な範囲の金融費用を含むと解釈してよろしいでしょうか。	御理解のとおりですが、合理的な範囲の定めにあつては、本市とSPCとの協議によって決定します。
11	21	第4章	42条	3		本件工事に伴い第三者に及ぼした損害	発注者が事業者に求償できる損害賠償額の上限については、事業者の負担できる範囲と解釈してよろしいでしょうか。	質問にある求償できる損害賠償額については、上限を設けていません。
12	23	第4章	46条	1		施設の引渡し	目的物引渡書は、貴市が事業者に対し、引渡しを証する書類と解釈してよろしいでしょうか。また、本書類の発行は、引渡後どの程度期間を要するものかご教示頂けないでしょうか。	前段の質問について、目的物引渡証は、目的物の引渡時に市に提出して下さい。後段の質問について、書類の発行は2週間程度を見込んでください。

【事業契約書案】

No.	頁	項目番号				項目名	質問内容	回答
13	26	第5章	53条	2		損害賠償	発注者が事業者に求償できる損害賠償額の上限については、事業者の負担できる範囲（例えば本事業の年間事業費の額）と解釈してよろしいでしょうか。	質問にある求償できる損害賠償額については、上限を設けていません。
14	29	第5章	62条	6		処理不適合物の取扱	「ただし、当該故障等の原因となった処理不適合物が、第1項および要求水準書に従い実施する処理不適合物の確認作業を実施しても当該処理不適合物を発見することが不可能であったことを事業者が明らかにしたときは、」とございますが、あらかじめ貴市と事業者で処理不適合物の確認方法について合意し、その合意内容を実施したにもかかわらず、混入してしまった不適合物について該当すると解釈してよろしいでしょうか。また、その場合の費用負担は貴市と解釈してよろしいでしょうか。	事業者が善管注意義務を満たして業務を行っているときは、御理解のとおりです。
15	29	第5章	63条	1		料金徴収等	「事業者は・・・処理対象ごみの搬入管理および直接搬入ごみに係る料金の徴収代行を行うものとする。」とございますが、SPCから業務を受託する運営担当企業が料金徴収を実施することも可能と解釈してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
16	30	第5章	67条			不燃物および飛灰処理物の処理	「事業者の責任および費用で搬出車両への積み込みまたは積み込み補助、若しくは処分場への運搬を行う。」とございますが、運営担当企業が運搬を行う場合、貴市、SPC、運営担当企業の3者で運搬に係る契約を締結すると解釈してよろしいでしょうか。	廃棄物の運搬はSPCの業務で有り、自ら実施することが必要です。質問にある三者間契約は必要ありません。

【事業契約書案】

No.	頁	項目番号				項目名	質問内容	回答
17	34	第7章	84条	2		運營業務の終了	「事業者は、運営期間終了時には、可能な限り運営対象施設内の堆積物、各種薬剤、廃油および事業者が購入した備品等を処分または撤去し」とございますが、SPCの清算等、通常の運營業務で実施する範囲で対応する内容であり、特別なピット清掃、薬品タンク洗浄等は含まれないと解釈してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
18	40	第8章	97条	4		法令の変更	法令変更により業務遂行が困難になった場合につき、90日の発注者・事業者間の協議にもかかわらず合意がなされない場合、同条同項に基づき法令への対応方法に関して事業者が生じた増加費用及び損害は事業契約書第98条に基づき取り扱われると解釈してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
19	46	別紙 1	1			サービス購入料の構成	整備割賦払金について、事業者の責めに帰さない理由で、借入元金(交付金・補助金及び起債以外の部分)が増額する場合(交付金・補助金額が想定よりも下回った場合等)、それに係る金利の費用もご精算頂けると解釈してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
20	46	別紙 1	1			サービス購入料の構成 A-1-2 A-2-2 の内容	サービス購入料A-1-2、およびA-2-2の内容が、「基幹的設備改良工事に係る対価のうち、建設一時金を除いた元金及び金利(元金×●%)の合計額を240回(年12回×運営期間20年)で元金均等した額」となっていますが、元利均等の間違ひではないでしょうか。また、金利は単純に元金×●%ではないので、「基幹的設備改良工事に係る対価のうち、建設一時金を除いた費用を割賦元金とし、「基準金利+スプレッド(事業者の提案による金利)」により定めた金利により返済回数240回の元利均等償還方式で算出される割賦金利を加えた額」としてはいかがでしょうか。	前段の質問については元金均等とします。 後段の質問については、契約書のサービス購入料A-1-2に記載している通り、整備割賦払金は建設一時支払金を除いた元金(費用)となります。

【事業契約書案】

No.	頁	項目番号				項目名	質問内容	回答
21	46	別紙 1	1			サービス購入料の構成 A-1-2 A-2-2 の内容	サービス購入料A-1-2の内容が、「基幹的設備改良工事に係る対価のうち、建設一時金を除いた元金及び金利（元金×●%）の合計額を240回（年12回×運営期間20年）で元金均等した額及びSPCの設立費用及び開業準備費用」となっていますが、この表現だと「SPCの設立費用及び開業準備費用」は金利のつかない割賦払いになってしまうので、「基幹的設備改良工事、SPCの設立費用、及び開業準備費用に係る対価のうち、建設一時金を除いた費用を割賦元金とし」としてははいかがでしょうか。	事業契約書案のとおりとします。
22	46	別紙 1	1			サービス購入料の構成 A-1-2 A-2-2 の内容	サービス購入料A-1-2、およびA-2-2の算出方法が元金均等になっていますが、市およびSPCのキャッシュフローを考えると元利均等の方がいいと考えますがいかがでしょうか。	事業契約書案のとおりとします。
23	46	別紙 1	1			サービス購入料の構成 A-1-2 の内容	サービス購入料A-1-2の内容が、「240回（年12回払い×運営期間20年）」となっていますが、焼却施設の「運営期間」は令和6年2月1日から令和26年3月31日であり、20年と2カ月になり、回数は242回になるものと思われませんかでしょうか。	サービス購入料A-1-2はB-1及びB-2と合わせて支払うため、事業契約書案のとおりとします。
24	46	別紙 1	1			サービス購入料の構成 A-2-2 の内容	サービス購入料A-2-2の内容が、「240回（年12回払い×運営期間20年）」となっていますが、リサイクルプラザの「運営期間」は令和3年4月1日から令和26年3月31日であり、20年ではなく23年です。リサイクルプラザの基幹的設備改良工事期間は「この契約締結の翌日から令和6年3月31日」であることから、サービス購入料A-2-2の支払いは令和6年4月からと思われるので、「240回（年12回払い×支払期間20年（令和6年4月から令和26年3月））」としてはいかがでしょうか。	御指摘のとおり、サービス購入料A-2-2は「240回（年12回払い×支払期間20年（令和6年4月から令和26年3月））」とします。

【事業契約書案】

No.	頁	項目番号				項目名	質問内容	回答
25	48	別紙 1	2	(1)	ウ	(1) サービス購入料の改訂（物価変動に基づく改定）	「基準金利は共同通信社より東京時間午前10時にテレレート17143頁にTOKYO SWAP REFERENCE RATEとして発表される6か月LIBORベース10年物（円-円）金利スワップレートの間値により算定した金利をいう。」とございますが、本基準金利(%)をご教示いただけないでしょうか。	基準金利は『0.031%』とします。
26	48	別紙 1	2	(1)	ウ	(1) サービス購入料の改訂（物価変動に基づく改定）	「基準金利は共同通信社より東京時間午前10時にテレレート17143頁にTOKYO SWAP REFERENCE RATEとして発表される6か月LIBORベース10年物（円-円）金利スワップレートの間値により算定した金利をいう。」とございますが、事業期間中に、本基準金利の公表内容が廃止され、他の基準金利指標に置き換わった場合の対応方針についてご教示頂けないでしょうか。	本市、SPC、融資金融機関との協議により決定します。
27	49	別紙 1	2	(3)		(1) サービス購入料の改訂（物価変動に基づく改定）	電気料金については、中部電力パワーグリッド社の「基本料金」「電気使用料金（従量料金）単価」を採用すると解釈してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
28	49	別紙 1	2	(3)		(1) サービス購入料の改訂（物価変動に基づく改定）	薬剤費の採用インデックスについて、日本銀行調査統計局「企業向けサービス価格指数 諸サービス 廃棄物処理」は収集運搬、処分サービスに係る指数であるため、薬剤等の市場価格が反映される、日本銀行調査統計局「企業物価指数」「化学製品」「化学薬品」を採用いただけないでしょうか。	事業契約書案のとおりとします。

【事業契約書案】

No.	頁	項目番号					項目名	質問内容	回答
29	49	2	(3)				IR: 金利の基準日	サービス購入料の見直し対象とするインデックスの「金利」について、焼却施設については、令和6年2月から割賦金の支払いが開始するととなり、第1回目の金利改定が令和6年2月1日頃になると思われますので、基準日が「当該年度の4月1日」は合わないのではないのでしょうか。また、多くのPFIでは金融機関の金利改定の事務処理を勘案し、金利決定日は2銀行営業日前（銀行営業日でない場合はその前営業日）としている場合が多いと思われます。したがって、本事業についても「サービス購入料A-1-2の第1回目金利改定日は令和6年2月1日の2銀行営業日前（銀行営業日でない場合はその前営業日）とし、第2回目金利改定日は令和6年2月1日の2銀行営業日前（銀行営業日でない場合はその前営業日）とする。また、サービス購入料A-2-2の第1回目金利改定日は令和6年4月1日の2銀行営業日前（銀行営業日でない場合はその前営業日）とし、第2回目金利改定日は令和6年4月1日の2銀行営業日前（銀行営業日でない場合はその前営業日）とする。」としてはいかがでしょうか。	事業契約書案のとおりとします。
30	56	別紙 1	別紙 1	ア	①		サービス購入料の支払手続	「基幹的設備改良工事期間中の当該会計年度の出来高予定額のうち建設一時支払金について前払金及び部分払をそれぞれ1回を限度に発注者へ請求することができる。」とございますが、基幹的設備改良工事期間は令和3年度から令和5年度までの3ヶ年存在し、各会計年度につき、前払金及び部分払を、それぞれ1回を限度に請求することが可能と解釈してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

【事業契約書案】

No.	頁	項目番号					項目名	質問内容	回答
31	56	別紙 1	別紙 1				サービス購入料支払い頻度	サービス購入料A-1-2、A-2-2、B-1、及びB-2-1の支払いを毎月行うことになっていますが、SPC、市、および金融機関の事務処理の煩雑さを考えると、四半期ごとの方が良いと考えますがいかがでしょうか。あるいは、運營業務に係る対価であるサービス購入料B-1、及びB-2-1は毎月支払うとしても、基幹的設備改良工事に係る対価であるA-1-2、及びA-2-2は四半期ごとに支払うことにできないでしょうか。なお、多くのPFI事業では、サービス購入料の支払いは四半期ごとになっていると思われま。	事業契約書案のとおりとします。
32	56	別紙 1	別紙 1	ア	②		整備割賦払金の支払回数	サービス購入料A-1-2、及びA-2-2について、「整備割賦払金は運営期間にわたり、毎月、サービス購入料B-1及びB-2と合せて支払う（240回（20年間×12回））」とありますが、焼却施設の「運営期間」は20年2か月、リサイクルプラザの「運営期間」は23年であり合っていないと思われま。支払い開始を「令和6年2月から」とか「令和6年4月から」としてはいかがでしょうか。	事業契約書案のとおりとします。つまり、サービス購入料A-1-2、A-2-2にあつては「令和6年4月」からの支払いとします。